

# 審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名	：道路交法（5-26）
根 拠 条 項	：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要	：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）	：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め	：道路交法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、道路交法第105条第2項（免許の失効）、道路交法施行令第39条の2の4（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、 道路交法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手續）
審 査 基 準	：判断基準は「法令の定め」に尽くされている。
標 準 処 理 期 間	：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日 警察署窓口受理は 14日
申 請 先	：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問 い 合 わ せ 先	：交通部運転免許本部運転免許課 電話043-274-2000
備 考	：県外で申請取消しした方や県外住所のまま失効した方は、標準処理期間が21日です。